各務原市「市長への提案箱」制度実施要綱

（平成２６年５月１日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民と市長との対話の新たなチャンネルとして、市政に対する幅広い考えを伺い、一緒になってまちづくりを進めるため「市長への提案箱」制度を設けるものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（提案の内容及び方法）

第２条　市長への提案は、市の施策、地域の課題及び将来への展望その他市政に関する内容とする。

２　市長への提案は、市長への提案（様式第１号）に簡潔明瞭に記載し、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。ただし、インターネットによる場合は、市のウェブサイト上の専用入力フォームに入力し、送信する方法により行うものとする。

（１）市の公共施設に設置した提案箱への投函

（２）郵送

（３）ファクシミリによる送信

（提案の回収等）

第３条　提案箱の設置場所及び管理者は、別に定める。

２　提案箱の管理者は、提案が投函された場合は、速やかに市長公室まちづくり推進課長（以下「まちづくり推進課長」という。）又は当該提案箱を所管する地区の市民サービスセンター所長（以下「サービスセンター所長」という。）へ連絡するものとする。

３　まちづくり推進課長又はサービスセンター所長は、提案箱へ提案が投函された日の翌日（各務原市の休日を定める条例（平成３年条例第６号）に規定する休日を除く。）までに当該提案を回収する。

（提案の処理）

第４条　提案は、市長公室まちづくり推進課が受理し、市長の閲覧に供する。

２　まちづくり推進課長は、提案に関する事務を所管する課長（以下「担当課長」という。）に提案の写しを送付し、提案に対する意見及び報告を求める。

３　担当課長は、提案内容について調査及び検討を行い、市民からの提案等に対する報告書（様式第２号）により、次に掲げる分類基準により当該提案を分類し、分類

結果並びに分類した理由及び説明をまちづくり推進課長へ報告するものとする。

（１）既に実施済み　受理した提案にかかわらず、当該提案と同一趣旨の事業又は個別の対応を既に実施済みのもの

（２）既に一部実施　受理した提案にかかわらず、当該提案と同一趣旨の事業又は個別の対応につき既に調査し、実施し、又は一部実施をしているもの

（３）既に実施予定　受理した提案にかかわらず、当該提案と同一趣旨の事業又は個別の対応を今後実施する予定としていたもので、まだ実施に至っていないもの

（４）提案により実施済み　受理した提案に基づき、事業又は個別の対応を既に実施済みのもの

（５）提案により一部実施　受理した提案に基づき、事業又は個別の対応につき既に調査し、実施し、又は一部実施をしているもの

（６）提案により実施予定　受理した提案に基づき、事業又は個別の対応を今後実施する予定としたもので、まだ実施に至っていないもの

（７）要検討　今後実施するか否かの調査又は検討を要するもの

（８）参考　現段階の実施又は検討が不可能又は不要で、市政に対する意見として参考にするもの

（９）その他　国、県等の関係機関に意見又は要望として伝えたもの等市政に直接関係のないもの

４　まちづくり推進課長は、担当課長の報告を基に提案に対する回答を市長公室秘書室及び企画広報課に合議の上作成し、一般に公表するものとする。

５　次の各号のいずれかに該当する提案については、提案者が回答を求めても回答しないものとする。

（１）氏名及び住所又は提案の趣旨若しくは内容が不明確なもの

（２）特定の個人及び団体の権利を侵害し、又は誹謗若しくは中傷をするもの

（３）個人のプライバシーに関するもの

（４）公序良俗に反するもの

（５）営利を目的とする内容を含むもの

（６）本市が直接関わらない国際情勢又は社会情勢に関する個人的見解

（７）本市と係争中又は不服申立て中のもの

（８）同一人による同一趣旨の繰り返しの提案内容

（９）提案に該当しないと市長が認めるもの

（提案及び回答の公表）

第５条　提案に対する回答は、市のウェブサイトへの掲載及び提案回答集により公表する。

２　提案回答集は、提案箱の設置場所に備え付けるものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、「市長への提案箱」制度に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成２９年１０月２０日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市「市長への提案箱」制度実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

附　則（平成３０年５月２２日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市「市長への提案箱」制度実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

附　則（令和６年１月４日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市「市長への提案箱」制度実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

附　則（令和８年３月２６日決裁）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市「市長への提案箱」制度実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

様式第１号（第２条関係）

市　長　へ　の　提　案

お名前（必須）		提出日（投函日） 年　月　日 各務原市政へのご意見又はご提案をお聴かせください。 各務原市長
ご住所（必須）	〒 各務原市	
年　齢		
お電話		
メールアドレス		
回答希望	市からの回答を（希望する・希望しない） 市からの回答を希望される場合のみご記入ください。 提案者の氏名を（出しても良い・出さない）	※回答を希望される場合、市のウェブサイトや「提案回答集」で提案内容・回答を公開いたします。

※　提案内容については、すべて市長が内容を確認します。
※　回答希望に〇がついていない、住所・氏名の記載がない場合には回答を希望しないものとして取り扱います。

件名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について

（裏面もお使いください）

〇正確に読み取るため、楷書ではっきりと記入してください。（障がい等のある方を除く。）
〇ご提案に対する回答は、市のウェブサイトと提案箱がある公共施設に置いてある「市長への提案回答集」にて閲覧できます。
〇原則として受理してから２週間を目処に回答を公表しますが、文字の読み取りが難しい場合や、確認や調査などの内容によっては更に時間を要する場合もありますのでご了承ください。
〇ご提案内容について、関係部署から電話等で問合せをさせていただく場合があります。
〇「氏名及び住所又は提案の趣旨が不明確なもの」「特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの」「営利を目的とするもの」「同一人による同一趣旨の繰り返しの内容」など、市長への提案の趣旨に合わないものについては、回答できません。

【裏面】

（略図等）必要に応じ、ご提案の箇所をお書きください。

様式第２号（第４条関係）

市民からの提案等に対する報告書

まちづくり推進課長宛

年　　月　　日　提出

提案者名		担当課長	
提案件名			
分類結果	１、既に実施済み　２、既に一部実施　３、既に実施予定 ４、提案により実施済み　５、提案により一部実施　６、提案により実施予定 ７、要検討　８、参考　９、その他		
分類の理由及び説明（回答）			